

議案第 6 5 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 7 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 臨時的任用職員に係る地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を図る必要
があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区
条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健
診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、
夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇」
を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次
の2号を加える。

- (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、
母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休
暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休
暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶
弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護
休暇及び短期の介護休暇

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。